

堺市住居確保給付金支給額等変更決定通知書

年 月 日

様

堺市長

印

年 月 日 第 号で生活困窮者自立支援施行規則第11条第1項第2号の規定により支給決定した住居確保給付金について、年 月 日付けの堺市住居確保給付金支給額等変更申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 支給対象となる住宅

名称

所在地

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間(この決定があった日から1年を超えることができない。)に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間(この決定があった日から1年を超えることができない。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。